

○長沼町地域経済循環創造事業補助金交付要領

(令和3年12月29日制定)

(趣旨)

第1条 この要領は、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業を実施しようとする民間事業者等に対し、その事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造するため予算の範囲内において交付する長沼町地域経済循環創造事業補助金(以下「補助金」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、国が定める地域経済循環創造事業交付金交付要綱(平成25年2月27日付け総行政第29号総務大臣通知。以下「総務省要綱」という。)に基づく地域経済循環創造事業交付金の交付の対象となる事業を実施する民間事業者(以下「補助対象者」という。)であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町税等を滞納していない者
- (2) 長沼町暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年長沼町条例第30号)第2条第1項第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、総務省要綱第8条の規定により交付決定を受けた事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、総務省要綱第5条第1項に規定する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費から融資額を除いた額とし、1事業当たり次に掲げる額を超えないものとする。この場合において、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 融資額が補助金額と同額以上1.5倍未満の額の場合 2,500万円
- (2) 融資額が補助金額の1.5倍以上2倍未満の額の場合 3,500万円
- (3) 融資額が補助金額の2倍以上の額の場合 5,000万円

(補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、長沼町地域経済循環創造事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 町税の未納がない旨を証明する書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定による申請をするに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第

108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条第1項の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、長沼町地域経済循環創造事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(状況の報告)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、町長から求めがあったときは、事業の遂行状況を報告しなければならない。

(補助事業の変更等)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、長沼町地域経済循環創造事業補助金事業変更申請書(様式第3号)により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の10パーセント以内の流用を除く。

(2) 融資額を減額しようとするとき。

(3) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助対象事業の目的に変更が生じるものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助対象事業の目的の達成に資すると認められるもの

イ 補助対象事業の目的及び能率に直接関わりがない事業計画の細部の変更であるもの

(4) 補助対象事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

(5) 補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、事業が完了した場合は、その日から起算して30日以内又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、長沼町地域経済循環創造事業補助金実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 収支精算書

(2) 契約書、請求書、領収書及び納品書等の写し

(3) 写真(事業の完了が確認できるように撮影したもの)

(4) 融資機関からの融資決定通知等融資額を確認できる書類

(5) その他町長が必要と認める書類

- 2 第6条第2項のただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付額から減額して提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による実績の報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、長沼町地域経済循環創造事業補助金確定通知書(様式第5号)により、補助事業者へ通知するものとする。

- 2 前項において確定をしようとする補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 町長は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、長沼町地域経済循環創造事業補助金返還命令通知書(様式第6号)により、その超える部分の額に相当する補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の返還の期限は、当該返還の命令がなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、町長は、未納額についてその未納期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 補助事業者は、前条第1項の規定による通知を受けたときは、長沼町地域経済循環創造事業補助金精算払(概算払)請求書(様式第7号)により補助金の請求をすることができる。

- 2 町長は、前項の規定による補助金の請求があったときは、補助金を交付するものとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、第7条の規定による交付決定の後に概算払をすることができる。

(交付決定の取消し)

第13条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条の規定による交付決定の内容の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、関係法令、この要綱又はこれらに基づく町長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の事業に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) 第7条の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 町長は、前項による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分の額に相当する補助金が既に交付されているときは、長沼町地域経済循環創造事業補助金返還命令通知書により当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 町長は、前項の返還を命ずる場合(第1項第4号に規定する場合を除く。)には、その命

令に係る補助金を補助事業者が受領した日から納付の日までの期間に応じて年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第 2 項の返還及び前項の納付の期限については、第 11 条第 4 項の規定を準用する。
- 5 町長は、前 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。
- 6 本条の規定は、事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(財産の処分の制限)

第 14 条 補助事業者は、補助対象事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)のうち、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものを総務省所管補助金等交付規則(平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 6 号)第 8 条に定める期間内に処分しようとするときは、あらかじめ町長に承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による承認を受けた補助事業者が取得財産等を処分した場合において、当該補助事業者に収益が生じたときは、当該収入の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。

(その他)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 3 年 12 月 29 日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

長沼町地域経済循環創造事業補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 7 条関係)

長沼町地域経済循環創造事業補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 9 条関係)

長沼町地域経済循環創造事業補助金事業変更申請書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 10 条関係)

長沼町地域経済循環創造事業補助金実績報告書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 11 条関係)

長沼町地域経済循環創造事業補助金確定通知書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 11 条関係)

長沼町地域経済循環創造事業補助金返還命令通知書

[別紙参照]

様式第7号(第12条関係)

長沼町地域経済循環創造事業補助金精算払(概算払)請求書交付請求書

[別紙参照]

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

長沼町長 様

住 所
事業者名
代表者名

㊟

長沼町地域経済循環創造事業補助金交付申請書

長沼町地域経済循環創造事業補助金の交付を受けたいので、長沼町地域経済循環創造事業補助金交付要領第6条第1項の規定により、次の関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 申請額 金 円
- 3 補助対象事業の開始(予定)日 年 月 日
- 4 補助対象事業の完了(予定)日 年 月 日

関係書類

- (1) 事業計画書(国が定める地域経済循環創造事業交付金実施計画書)
- (2) 収支予算書(具体的な積算根拠が分かる資料)
- (3) 町税の未納がない旨を証明する書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第 2 号(第 7 条関係)

第 号
年 月 日

様

長沼町長



長沼町地域経済循環創造事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった長沼町地域経済循環創造事業補助金については、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1 事業名

2 交付決定額 金 円

3 条件

様式第3号(第9条関係)

年 月 日

長沼町長 様

住 所

事業者名

代表者名

⑩

長沼町地域経済循環創造事業補助金事業変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた長沼町地域経済循環創造事業補助金について、その内容を変更したく、長沼町地域経済循環創造事業補助金交付要領第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

様式第4号(第10条関係)

年 月 日

長沼町長 様

住 所

事業者名

代表者名

㊟

長沼町地域経済循環創造事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた長沼町地域経済循環創造事業補助金の対象事業について、事業が完了したので、長沼町地域経済循環創造事業補助金交付要領第10条第1項の規定により実績を報告します。

添付書類

- (1) 収支精算書
- (2) 契約書、請求書、領収書及び納品書等の写し
- (3) 写真(事業の完了が確認できるように撮影したもの)
- (4) 融資機関からの融資決定通知等融資額を確認できる書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

様式第 5 号(第 11 条関係)

第 号
年 月 日

様

長沼町長



長沼町地域経済循環創造事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告があった、長沼町地域経済循環創造事業補助金確定通知書について、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

1 事業名

2 交付確定額 金 円

備考

補助金の請求は、この通知を受け取った日から 10 日以内に行ってください。

様式第 6 号(第 11 条関係)

第 号
年 月 日

様

長沼町長



長沼町地域経済循環創造事業補助金返還命令通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した長沼町地域経済
循環創造事業補助金について、長沼町地域経済循環創造事業補助金交付要領第
11 条第 3 項の規定により、下記のとおり補助金の返還を命じます。

記

1 事業名

2 補助金返還額 金 円

様式第 7 号(第 12 条関係)

年 月 日

長沼町長 様

住所(所在)

氏名(名称) ⑩

長沼町地域経済循環創造事業補助金精算払(概算払)請求書交付請求書

年 月 日付け、第 号で交付額の確定を受けた長沼町地域
経済循環創造事業補助金について、下記金額を交付されますよう請求いたしま
す。

記

精算払(概算払)請求金額 金 円

【振込先】

金融機関名		本・支店名	預金種別	口座番号
銀行	信用金庫	本店	普通・当座	
信用組合	農業協同組合	支店 出張所		
ゆうちょ銀行をご利用の場合				
金融機関コード		店舗コード		
口座名義人	住所			
	フリガナ			
	氏名			